

総 合 評 価 書 (新方式)

平成 1 8 年 3 月

政策体系	番 号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること
	III	賃金対策の推進を図ること
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課
	関係部局・課	

1 評価対象の設定

評 価 対 象	今後の最低賃金制度の在り方
評価の契機等	最低賃金制度のうち産業別最低賃金については、従来より使用者側から廃止すべきとの主張がなされ、中央最低賃金審議会の報告で、制度の在り方を含めた検討を行うべきとされている。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方について検討を進めることとされている。

2 評価の方法等

評価の観点	産業構造の変化、就業形態の多様化、労働移動の増大、低賃金の労働者層の増大等を踏まえ、今後の最低賃金制度の在り方について検討。
収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年9月から、「最低賃金制度のあり方に関する研究会」において、最低賃金制度の在り方全般について、検討が行われ、平成17年6月から、労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において検討が行われた。 ○ 研究会及び部会においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金制度の現状に関するデータ、 ・ 諸外国の最低賃金制度に関する資料、

- ・ 最低賃金に関するアンケート調査結果、
 - ・ 最低賃金に関する分析データ（都道府県別賃金分布と低賃金労働者の割合）
- などを資料として提出した。

3 評価結果等

評 価 結 果

〔研究会における検討〕

平成16年9月から、「最低賃金制度のあり方に関する研究会」において、最低賃金制度の在り方全般について、10回にわたって検討が行われ、平成17年3月31日に報告書がとりまとめられた。

〔労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会における検討〕

平成17年6月から、労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において検討が行われ、平成17年11月18日には公益委員試案が提示されたが、「公益委員試案を前提に合意できるという意見がある一方で、公益委員試案についてさらに詳細について検討しなければ合意できないという意見が示されたことから、現段階では、今後の最低賃金制度の在り方について部会としての合意を得ることができなかった。したがって、部会としては、公益委員試案を尊重しながら引き続き検討していくこととする。」旨の報告が平成18年1月19日にとりまとめられたところである。

※公益委員試案の概要

- 1 産業別最低賃金等の在り方
 - ・ 産業別最低賃金及び労働協約拡張方式の廃止（最低賃金法の改正）
 - ・ 職種別設定賃金の創設（最低賃金法とは別の法律で措置）

関係労使が公正な処遇の確保の観点から必要と認める一定の職種の労働者についての下限となる賃金を決定
- 2 地域別最低賃金の在り方（最低賃金法の改正）
 - ・ 都道府県ごと（任意的設定）→地域ごと（必要的設定）
 - ・ 生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
 - ・ 設定原則
 - ・ 表示単位を時間額に一本化
 - ・ 所定労働時間の特に短い者について適用除外措置を廃止
 - ・ 障害により著しく労働能力の低い者等について適用除外措置に

	<p>替えて減額措置を導入</p> <ul style="list-style-type: none">・最低賃金法違反の罰金額（2万円以下）を労働基準法違反（賃金不払：30万円以下）の罰金額より高くする・派遣労働者について、派遣先の最低賃金が適用されるように整理 <p>注）職種別設定賃金及び地域別最低賃金の運用の詳細については、改正法施行までに引き続き関係審議会において検討し、具体的内容を決定。</p>
<p>今後の検討の 方向性</p>	<p>上記報告のとおり引き続き検討していくこととしている。</p>

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

4 評価結果の反映状況（平成20年3月）

<p>政策への 反映状況</p>	<p>平成18年1月19日にとりまとめられた労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会報告を踏まえ、最低賃金部会において、産業別最低賃金等の在り方、地域別最低賃金の在り方について検討が行われ、平成18年12月に労働政策審議会の答申（「今後の最低賃金制度の在り方について」）がなされた。</p> <p>この「今後の最低賃金制度の在り方について」の趣旨及び本評価結果を踏まえ、「最低賃金法の一部を改正する法律案」（以下「改正法」という。）を第166回通常国会に提出し、平成19年11月28日に可決・成立した（平成19年12月5日公布、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。</p> <p>（改正のポイントについては、厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html 参照）</p> <p>法案審議においては、改正法による改正後の最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第3項について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、<u>労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。</u> <p>との修正がなされた（修正がなされた箇所は、下線部）。</p> <p>改正法では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする ② 地域別最低賃金を決定する際に総合的に勘案する3要素（労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の仕事の賃金支払能力）の1つである労働者の生計費について、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明確にすること ③ 地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限（2万円）を50万円に引き上げること ④ 産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定すること ⑤ 産業別最低賃金不払については、最低賃金法の罰則は適用しないこととする ⑥ 労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止 ⑦ 障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外規定の廃
----------------------	---

	<p>止及び減額措置規定の新設</p> <p>⑧ 派遣労働者について、派遣先の地域（産業）の最低賃金を適用することとする</p> <p>等を盛り込み、これらにより最低賃金が賃金の低廉な労働者の賃金の最低限度の水準を保障するセーフティネットとしてより一層適切に機能するようにするため、必要な機能強化が図られた。</p>
--	--

5 その他（平成20年3月）

<p>評価実施過程において明らかになった課題</p>	<p>最低賃金法の一部を改正する法律の施行に際し、次のような課題が上げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるという観点から、その周知徹底が重要であり、使用者団体、労働者、民間団体等広く国民に最低賃金の内容等について周知広報を図る必要がある。
<p>外部有識者等の活用状況</p>	<p>最低賃金制度の見直しについては、最低賃金制度の在り方に関する研究会（平成17年3月まで）を分析の資料とし、労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において平成17年6月から平成18年12月まで19回にわたり検討が行われた。</p>
<p>パブリックコメント等を行った場合はその意見</p>	<p>パブリックコメント等は実施していない。</p>